

縦覧点検実施結果（令和元年度）

○過誤、返還になった請求誤りについて

- ・初回加算を2カ月連続で付けてしまった。（指定居宅介護支援事業所）

◇初回加算（指定居宅介護支援）について

初回加算は具体的に次のような場合に算定される。

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合
（新規とは契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。）
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
（要介護者が要支援認定の場合も同じ）
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

- ・居宅支援初回加算と居宅支援退院退所加算を同月に請求してしまった。
- ・サービスの利用実績がないにも関わらず、給付管理をあげて、居宅介護支援費を請求してしまった。
- ・福祉用具貸与の利用実績が無い月も請求してしまった。
- ・短期入所生活介護に引き続いて介護老人福祉施設に入所したが、短期入所生活介護の日数を福祉施設初期加算の日数（30日）から控除せず、30日分算定してしまった。

◇初期加算について

当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護を利用して、日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するものとする。

○届け出等を出していない請求について

- ・軽度者に対しての福祉用具貸与については、確認依頼書を提出しなければならない場合があるが、提出を忘れていた。
- ・要介護認定有効期間の半数を越える短期入所生活を利用する場合、本市では、半数越えショートステイが必要な理由書を提出が必要だが、提出がされていなかった。